

規制改革推進会議 投資等WG 提出資料

厚生労働省 医薬・生活衛生局生活衛生課

全体的な受け止めについて

- 各会からの御意見は、美容業の第一線で従事されている方々からの御意見として、しっかりと受け止めたい。
- 個々の項目に関する現状や今後の方針等は次項以降で説明するが、

I 現行の仕組みや制度の見直しに関するもの

- ①美容師国家試験制度
- ②実務実習制度

II これまでに実施している施策のさらなる促進に関するもの

- ③外国人美容師に関する就労
- ④美容師の働き方改革
- ⑤新型コロナウイルス対応

のうち、特に上記の I について、厚生労働省としても丁寧な議論を進めていきたい。

現行の仕組みや制度の見直しに関して①

① 美容師国家試験制度

試験制度の現状

- 美容師試験の事務については、美容師法により、厚生労働大臣の指定する者（指定試験機関）に行わせることができるとされており、指定試験機関として「公益財団法人理容師美容師試験研修センター」を指定し、国家試験を実施している。
- 試験の課目は、美容師法施行規則において、以下によることとされている。

<筆記試験>

①関係法規・制度、②衛生管理、③保健、④香粧品化学、⑤文化論、⑥美容技術理論、⑦運営管理

<実技試験>

美容実技（①第1課題：カット ②第2課題：ワインディング or オールウェーブセッティング）

第2課題は試験ごとにランダムに指定

美容実技試験課題



- 理容師美容師試験研修センターにおいて「理容師美容師国家試験委員会」を設置し、当該委員会で、試験委員（美容師法令に定める基準を満たす者）が、試験問題の作成等の必要な事務を行っている。
- オールウェーブセッティングをこれまで実技試験の1つとしてきた理由
 - ・美容師にとって必要とされる技術が内包されており、基礎的な技術として習得しておく必要がある。
 - ・実技試験において技術の習得状況を確認しやすい。

現行の仕組みや制度の見直しに関して②

② 実務実習制度

過去の経緯（平成7年美容師法改正）

科学の技術の進歩、消費者ニーズの高度化、多様化に対応して、議員立法により平成7年（1995年）に美容師法が改正され、美容師の業務に直接役立つ実践的な内容とすることとされた。

※ 併せて、当時問題となっていた、①血液を介して感染するHIV、ウイルス性肝炎などの感染症への対応、②化粧品、パーマ液等の多様化によるアレルギーへの対応、の強化を図る。

○ 教科課目を、共通内容の必修課目のほか、養成施設が独自に設定する選択課目とし、特色のある美容師を育てる教育を実施することとされた。

※ 現行では、例えば、メイクアップ、まつ毛エクステンション、エステティック技術等の基本的事項を必修課目として身に付けさせた上で、さらに高度な専門知識や技術を選択課目として実施可能としている。

○ 厳しい労働環境下におかれ、必ずしも効果的に行われているとは言えなかった「実地習練」を廃止し、美容実習について、養成施設で行うことを基本とした。

※ 養成施設の判断で、年間60時間内、理容所、美容所での実務実習を行うことは可能。

法改正前

美容師免許は、都道府県知事免許
学科試験の受験資格

- ・ 中学校卒業以上
- ・ 美容師養成施設において、定められた期間以上美容師になるために必要な学科を修めること。
(昼間1年、夜間1年4月、通信2年)

実地習練を実施(1年以上)

実地試験の受験資格

- ・ 学科試験に合格していること。
- ・ 美容師養成施設卒業後1年以上の実地習練を経ていること。

法改正後(現行)

美容師免許は、厚生大臣（現厚生労働大臣）免許
美容師試験受験資格

- ・ 高等学校卒業以上
(筆記及び実技)
- ・ 美容師養成施設において、定められた期間以上美容師になるために必要な知識及び技能を取得する。
(昼間2年、夜間2年、通信3年)

実地習練を廃止

今後の対応方針

- ① 美容師国家試験制度
- ② 実務実習制度

- 美容師養成施設から美容師資格取得後に至るまでに、どのような知識・技能が確保されていくべきか、という視点に立って、学生時代の現場のあり方、実技試験をはじめとする現行の仕組みについて評価し、必要な改善策を検討するために、関係者等からなる検討会等を設置し、議論を進め、年度末目途に一定の結論を得る。

これまでに実施している施策のさらなる促進について

これまでの取組

③ 外国人美容師に関する就労

- 7月中メドで、「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業」の実施要領を公表予定。今後、本事業の実施を希望する特区自治体において所要の進められる見込み。

④ 美容師の働き方改革

- 労働生産性の向上を図るべく、「生活衛生関係営業における生産性向上推進事業」を実施。
- 収益力向上等に関するセミナーを開催し、社会保険加入時に役立つ助成金等の情報を周知。

⑤ 新型コロナウイルス対応

- 日本政策金融公庫に「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を創設し、実質無利子・無担保貸付による資金繰り支援。
- 感染予防ガイドラインの周知・徹底のため、生活衛生同業組合等が店舗を訪問し、実地で助言・指導を行い、ガイドラインに適合した店舗に「感染防止対策取組店証」を交付する取組を実施。

今後の対応方針

引き続き、これらの取組を通じ、美容業界への支援を進める。

参考①

◇ 美容師法（昭和32年法律第163号）

（免許）

第三条 美容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて美容師になることができる。

2 （略）

（美容師試験）

第四条 美容師試験は、美容師として必要な知識及び技能について行う。

2 美容師試験は、厚生労働大臣が行う。

3 美容師試験は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した美容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。

4 美容師養成施設は、次の各号に掲げる養成課程の全部又は一部を設けるものとする。ただし、通信課程は、昼間課程又は夜間課程を設ける美容師養成施設に限つて、設けることができる。

- 一 昼間課程
- 二 夜間課程
- 三 通信課程

5 前各項に定めるもののほか、美容師試験、美容師養成施設その他前各項の規定の施行に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（指定試験機関の指定）

第四条の二 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、美容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

（試験委員）

第四条の七 指定試験機関は、試験事務のうち、美容師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行う場合には、試験委員にその事務を行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生労働省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

参考②

◇ 美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号）

（試験の課目）

第十二条 美容師試験を分けて筆記試験及び実技試験とし、その課目は、それぞれ次のとおりとする。

筆記試験

関係法規・制度

衛生管理

保健

香粧品化学

文化論

美容技術理論

運営管理

実技試験

美容実技

◇ 美容師養成施設の教科課程の基準の運用について

（平成27年3月31日付け健発0331第18号厚生労働省健康局長通知）（美容実習部分の抜粋）

8 美容実習

（1）実施方針

ア 美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を確実に身に付けさせるとともに、これらの基本的操作を適宜組み合わせることで完成させる技術を習得させること。

イ 美容所における衛生管理の重要性を認識させ、器具の消毒などの適切な実施方法を身に付けさせること。

ウ 個々の客の要望に応じた美容技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身に付けさせること。

（2）各項目の内容

ア 器具の取扱実習

（ア）美容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身に付けさせること。

（イ）用途に適した美容器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身に付けさせること。

イ 基礎技術実習

（ア）美容技術を行う場合の位置、姿勢など美容技術を行う場合に必要な基本動作を身に付けさせること。

（イ）施設の清掃、消毒など美容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身に付けさせる。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣付けさせることが必要であること。

参考③

(2) 各項目の内容（続き）

ウ 頭部、顔部及び頸部技術実習

(ア) スカルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリンス技術、ヘアカッティング、パーマネントウェービング、ヘアセッティング、ヘアカラーリングなどの基本的な頭部技術を確実に身に付けさせること。

(イ) メイクアップ、まつ毛エクステンションなど、その他基本的な顔部及び頸部技術を確実に身に付けさせること。

(ウ) この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身に付けさせること。

エ 特殊技術実習

エステティック技術、ネイル技術など美容の特殊技術を身に付けさせること。

オ 和装技術実習

日本髪の結髪技術、かつらのあわせ方、かぶせ方、着付け技術を身に付けさせること。

カ 総合実習

頭部、顔部及び頸部技術、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた美容技術を完成させるため、総合的な技術を身に付けさせること。

(3) 学習指導上の留意事項

ア 生徒の技術習熟の状況を常に把握するため、生徒ごとに実習記録と評価記録を作成すること。

イ 実習の効果を生徒の間で評価させて、技能の向上のための刺激を与え、学習効果を高めるように努めること。

ウ いたずらに新しい技術を追求することなく、基本的な技術を確実に習得させるように指導すること。

エ 常に美容技術理論の学習状況に配慮しつつ、理論と実習との相互の連携を図って、美容師としての専門技術を効果的に習得させるように努めること。

オ 人体で行う美容実習の開始時期は、美容技術理論等必修科目である教科科目の学習状況及び生徒の習熟状況を十分に確認し、実施しなければならないこと。

カ 実習は美容師養成施設内で実施することを原則とするが、生徒の技術習熟状況に応じ、当該養成施設が作成した実施計画に基づく教育課程の一環として、管理美容師を配置する美容所において、当該美容所に従事する美容師の適切な指導監督の下、美容行為及びその附随する作業（以下「実務実習」という。）を行うことが望ましいこと。

キ 美容師養成施設は、実務実習を適正かつ効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価方法を作成しなければならないこと。

ク 実施計画の作成に当たっては、生徒が基本的な美容技術に習熟し、状況に応じて応用できる基礎的能力を身に付けさせることを目標に、段階的に技術の習得ができるように配慮すること。

ケ 実務実習の開始時期は、入所後おおむね6か月を経過してからとすること。

参考④

(3) 学習指導上の留意事項（続き）

- コ 実務実習を行う場合は、年間60時間（通信課程の生徒のうち美容所に常勤で従事している者である生徒に対しては20時間）を超えないこと。
なお、1日当たりの時間数については、実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受け入れ美容所の営業状況等を勘案して、適切な時間数とすること。
- サ 実務実習を行う場合、美容師養成施設は、次の要件に適合する美容所に生徒の受け入れを依頼しなければならないこと。
 - (ア) 管理美容師の資格を有し、かつ、適切な指導監督のできる美容師がいること。
 - (イ) 当該美容所で受け入れる生徒数に応じた設備を有すること。
 - (ウ) 当該美容所の経営方法が適切かつ確実なものであること。
- シ 実務実習の指導は、美容師養成施設が作成した実施計画に基づいて、当該美容所において十分な実務経験を有し、適切に指導監督できる美容師が行うこと。
- ス 実務実習を受ける生徒は、美容師の資格を取得しておらず、独立して業務を行うことができないことから、指導にあたる美容師の十分な監督の下で実習を行わせなければならないこと。
- セ 1人の美容師が同時に指導できる生徒の数は2人以下とすること。
- ソ 実務実習を受ける生徒は、実務実習生であること及び氏名を記載した標識を着用しなければならないこと。
- タ 指導にあたった美容師は、生徒ごとに作成した実務記録を美容師養成施設に提出し、これに基づいて当該養成施設が実務実習の評価を行うこと。

参考⑤

(参考) 1995年(平成7年)改正以前の美容師の経緯

【1951年(昭和26年)理容師美容師法制定当時】

- ・都道府県知事が行う試験のみ。

【1953年(昭和28年)】

- ・都道府県知事が行う試験のみによる資格取得制度を廃止。
- ・試験を受けるためには、養成施設において1年以上理美容師になるために必要な知識及び技能を修得した後、さらに1年以上の実地習練を経ることとした。

【1957年(昭和32年)】

- ・美容師法(昭和32年法律163号)制定(免許取得の要件は変更なし)

【1985年(昭和60年)】

- ・学科試験は養成施設卒業のみを要件として受験可能とした(実地習練中でも受験可能に)
- ・それに伴い、試験を学科試験及び実地試験に分割(昭和61年4月から施行)

参考⑥

○理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）（衆法）

【提案理由及び内容】

本案は、近年における科学技術の進歩、生活文化の向上、消費ニーズの高度化等に伴い、理容師及び美容師に対して、高度な技術とさらなる衛生水準の維持向上が要請されていることにかんがみ、理容師及び美容師の資質の向上等に資するため、理容師試験及び美容師試験の受験資格の改正その他の所用の改正を行うこととするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、理容師及び美容師の免許を与える者を、都道府県知事から厚生大臣に改めること。

第二に、理容師試験及び美容師試験を実施する者を、都道府県知事から厚生大臣に改めるとともに、厚生大臣は、その指定する試験機関に試験事務を行わせることができることとすること。

第三に、理容師試験及び美容師試験の受験資格を、高等学校を卒業した者であつて、厚生大臣の指定した養成施設において厚生省令で定める期間以上理容師または美容師となるために必要な知識及び技能を修得したものに改めること。

第四に、理容師及び美容師の登録に関する事務を実施する者を、都道府県知事から厚生大臣に改めるとともに、厚生大臣は、その指定する登録機関に登録事務を行わせることができることとすること。

第五に、理容師免許及び美容師免許の欠格事由を緩和すること。

第六に、この法律は、平成十年四月一日から施行すること。

なお、特に、理容師試験及び美容師試験の受験資格を改正することに伴い、中学校を卒業した者の就業の機会が狭められることのないよう、中学校を卒業した者については、当分の間、理容師及び美容師となることができるよう、関係団体、学識経験者等の意見を十分聞いた上、適切な措置を講じることとする。

その他、所要の経過措置を講じるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする。

規制改革の内容

特例措置前

日本の美容師養成施設で修学する外国人留学生が、美容師免許を取得したとしても、日本で美容師として就労するための在留資格がない

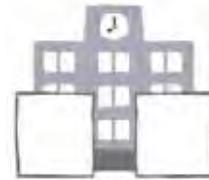
特例措置

一定の要件の下、日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得した外国人留学生に対し、美容師として就労するための在留資格を最大5年間認める

効果

日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化やブランド向上を含むクールジャパンの推進、インバウンド需要への対応

規制改革の概要



日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得後、一定の要件の下で、美容師としての就労が可能になる



最大5年間の就労で日本式美容に関する知識と技能を修得



インバウンドの需要に対応

帰国



日本式美容に関する技術・文化を世界に発信



MADE IN JAPAN

日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化

参考⑧：生活衛生関係営業における生産性向上推進事業

生活衛生関係営業者（飲食店営業（すし、めん類、中華料理、社交、日本料理、一般飲食）・喫茶店営業・食肉販売業（食鳥肉販売業、食肉販売業）・氷雪販売業・理容業・美容業・興行場営業・旅館業・公衆浴場業・クリーニング業）の多くは中小零細の企業であり、労働生産性が低いとの指摘がある。生活衛生関係営業の生産性の向上を図るためには、生活衛生関係営業者自らが、その解決に向けた取組を行うことが求められる。

本事業では、生活衛生関係営業者が生産性向上に取組むためのガイドラインやマニュアルを作成した。

ガイドラインで課題を見える化

ガイドライン

ガイドラインは、生活衛生関係営業者自身が悩みや問題を整理するためのツールで、ガイドラインを活用することで、自店・自社の課題を見える化でき、生産性向上のために取組むべき課題がわかる。



STEP1

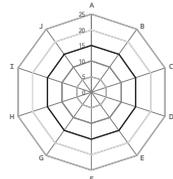
3領域10テーマについて50項目をチェック

▶チェックに要する時間は10分程度

STEP2

お店の問題を見える化

▶レーダーチャートで自店の問題の領域・テーマを確認



STEP3

優先順位の高い課題に取組む

2つのマニュアルで対策を考える

マニュアル（基礎編 10種類＋付録）

生活衛生関係営業者を支援する指導センターや生産性向上に取組みたい組合・営業者が活用する生産性向上ツール。どの業種にも共通した課題とその取組方法を、イラスト等でわかりやすく解説しており、ガイドラインで把握した課題の解決方法が分かる。

各マニュアルに掲載されている各種フォーマットはサイトからダウンロード可能



3領域10テーマ

収益向上	A. 特長ある店舗・施設づくりで業績を改善しよう
	B. 費用を削減して収益性を高めよう
	C. ICTを活用して集客力を高めよう
	D. お客様の満足度を高めよう
顧客満足向上	E. 優良顧客を増やそう
	F. インバウンドのお客様を増やそう
	G. 従業員のスキルとやる気を高めよう
労働環境改善	H. 作業しやすいお店・職場にしよう
	I. 効率的に作業しよう
付録	J. 人的ミス（ヒューマンエラー）をなくそう

付録 生産性向上を図るための事業計画を作成しよう

マニュアル（業種別編 16業種別）

生活衛生関係営業者が、生産性向上に取組むためのヒント集。業界動向や消費者動向、業界向け経営改善のヒントや取組事例をイラスト等でわかりやすく解説。



目次（16業種共通）

業界動向	業界の状況がわかる
消費者動向	業界の消費者ニーズがわかる
経営改善のヒント	あなたのお店の経営改善のヒントがわかる
取組事例	実際に取組んだ事例がわかる
お役立ち情報	取組みに悩んだら・・・

⇒今後、これらのツールの普及促進を行うとともに、経営指導の強化を図り、生活衛生関係営業者の生産性向上の取組みを支援することが求められる。

生活衛生関係営業者への資金繰り支援

令和2年度3次補正予算額：588億円
 2次補正予算額：185億円
 1次補正予算額：287億円

生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者の資金繰りを強力に支援するため、日本政策金融公庫が行っている「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の実質無利子・無担保貸付を実施。当該貸付は、令和2年度3次補正等の措置により、令和3年度も当面継続予定。

【生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付】 令和2年3月17日より取扱いを開始

貸付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヶ月の売上高もしくは最近6ヶ月平均が前3年のいずれかの年の同期比5%以上減少した生活衛生関係営業者

最近1ヶ月等がない場合には、最近2週間でも比較可能。

貸付限度額：別枠8,000万円

貸付利率：基準利率。ただし、当初3年間は6,000万円を上限に基準利率 - 0.9%、4年目以降

基準利率 基準利率 1.26% (令和3年2月1日現在、貸付期間5年の場合)

既往債務：新規貸付との合計6,000万円の範囲内で、当初3年間基準利率 - 0.9%、4年目以降

基準利率

貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内

据置期間：5年以内(設備資金、運転資金)

担保：無担保

利子補給：借入後3年間は6,000万円を上限に発生した利息について全額利子補給を実施

(実質無利子化)

参考⑩

「新しい生活様式」に沿った生活衛生関係営業経営支援事業 - ポストコロナに向けたプッシュ型専門家派遣・相談事業 -

令和2年度3次補正予算：466百万円

【事業目的】

生活衛生関係事業者は新型コロナウイルス感染症の影響により深刻な影響を受けているが、専門家からは公的支援策の活用について、相談に至っていない事業者が多く存在することが指摘されている。本事業により支援ニーズの掘り起こしとともに、各営業者に即した丁寧な相談・指導をプッシュ型、伴走型で支援していく。

【事業概要】

新型コロナウイルス感染症による深刻な影響を受けた生活衛生関係事業者のうち、相談に至っていない事業者に対し、都道府県生活衛生同業組合等を介したアプローチにより、地域に密着したプッシュ型の専門家派遣・相談指導体制を構築し、伴走型の支援を実施する。

